

鹿部 広報 しかべ

No. 4

発行 茅部郡鹿部村

村長 棟方健太郎

編集企画室

41. 3. 1.

印刷所 三栄印刷所



スケツ漁で活気を呈す鹿部港と水揚げされたスケツ

ことしのスケツ漁は、昨年の漁獲量をはるかに上まわり、2月2日現在（漁協調べ）5.553トンの水揚げをし、金額にして140,224,000円の漁獲高を記録、幸い事故もなく、この好漁に村全体が活気を見せている。

お
も
な
記
事

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ◎スケツ漁で活気を呈す鹿部港… 1 | ◎郵便局より…………… 6 |
| ◎39年度決算について…………… 2 | ◎交通事故の原因…………… 7 |
| ◎三税共同納税相談日…………… 2 | ◎漁業の次代をになう者…………… 7 |
| ◎新入学おめでとう…………… 3 | ◎季節の食物…………… 8 |
| ◎新入学児童名…………… 3, 4 | ◎永年勤続消防団員表彰…………… 8 |
| ◎青年大会開かれる…………… 4 | ◎火災の防止方法…………… 9 |
| ◎青年学級の開始…………… 4 | ◎配給米の価格変更…………… 9 |
| ◎国民年金改正…………… 5 | ◎老令福祉年金について…………… 10 |
| ◎行政相談のお知らせ…………… 6 | ◎戸籍の窓口…………… 10 |

村人口と世帯

(41. 1. 31. 現在)

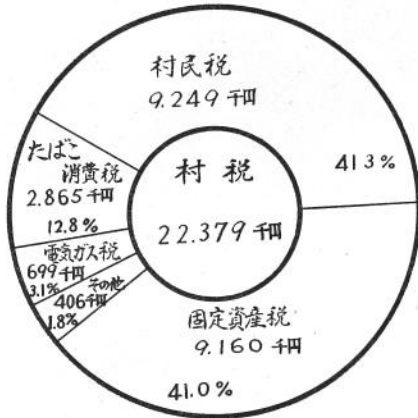
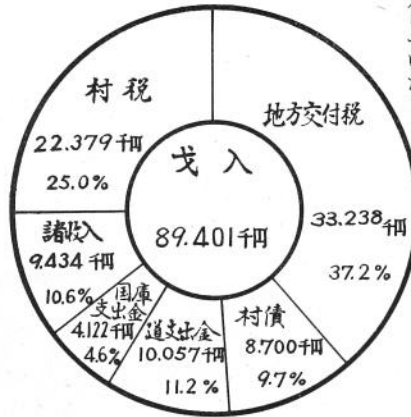
男	2,438人	前月比5減
女	2,409人	〃 4増
計	4,847人	
世帯数	923	前月比4減



昭和39年度一般会計決算

昭和三十九年度決算について

昭和三十九年度一般会計予算をはじめ国保会計・水道会計等の決算審査が去る一月十七日から三日間役場会議室において監査委員による審査が行なわれ終了いたしましたので次の村議会に提案されることとなりました。
次にその結果をお知らせいたします。



差引五百九十一万八千円の黒字となりましたうち
三百万円 財政基金積立金へ
四十万円 年金印紙購入基金へ
二百五十一万八千円は翌年度繰り越し。
国民健康保険会計

水道会計は
歳入 三、九九一千元
歳出 三、六六四千元
差引 六二七千円の黒字となり
翌年度へ繰り越しました。

計 一五、四〇〇千元で
一、七九五千円の赤字となり
四十年予算から繰り上げ
はてんしました。

歳入 一、八〇八千元
歳出 一三、五五六千元
その他 三六千元

計 一三、六〇五千元

保険税 五、九一三千元
国庫支出金 七、六七四千元
その他 一六千元

三税共同納税相談日

(申告)

三月四日～三月五日実施

昭和四十年年度分の所得税・事業税・住民税(村・道民税)の共同納税相談(申告)を三月四日と三月五日の両日実施しますので渡島税務署より通知ありました方は必ずその日時に役場へ印鑑・生命保険の証書と領収書・医療費控除を受ける場合は、その領収書・その他所得計算に必要な書類を御持参の上申告して下さい。

なお通知のない方は
事業税 三月十五日
村道民税 三月二十日
までに申告して下さい。

**三税の申告は
共同納税相談会で**

期間 2月16日～3月15日

国民年金改正成る！ 老令年金は 月 5,000 円

保 険 料 は 200円・250円に

(昭和42年 1月 1日から施行、福祉年金の所得制限の緩和
については、昭和41年 5月分の年金から適用する)

国では、国民年金の改正について、具体的な検討を重ねていましたが、このほどその改正が成りました。
その主な内容は次のとおりです。

国民年金法改正項目

改 正 内 容	現 行
1. 拠出年金の年金額の引上げ	
(1) 老令年金 25年間保険料納付の場合 6万円 (月5,000円) 40年間保険料納付の場合 9万6千円 (月8,000円) }に引き上げること	25年納付 24,000円 (月2,000円) 40年納付 42,000円 (月3,500円)
(2) 障害年金 最低保障額を 6万円 (月5,000円) 1級障害の場合の加算額を 1万2,000円 (月1,000円) }に引き上げること	最低保障 24,000円 (月2,000円) 1級加算 6,000円 (月 500円)
(3) 母子年金、準母子年金 最低保障額を 6万円 (月5,000円) 遺児年金 最低保障額 3万円 (月2,500円) }に引き上げること	最低保障 (子1人扶養) 24,000円 (月2,000円) 最低保障 12,000円 (月1,000円)
2. 障害年金等の障害の範囲の拡大 すべての種類の障害を障害年金及び母子年金等の加算の子の対象とすること	障害の種類 外部障害の全部 内部障害のうち結核及び 精神障害のみ
3. 福祉年金額の引上げ 老令福祉年金 18,000円 (月額 1,500円) 障害 " 26,400円 (月額 2,200円) 母子準母子福祉年金 20,400円 (月額 1,700円)	15,600円 (月額 1,300円) 24,000円 (月額 2,000円) 18,000円 (1,500円)
4. 福祉年金の支給制限の緩和	単身の場合の限度額 22万円
(1) 受給権者所得制限 村民税の非課税限度額の引上げに見合っ限度額の引上げをする	
(2) 配偶者所得制限 扶養義務者所得制限に吸収すること	限度額 所得税非課税限度額と同じ
(3) 扶養義務者所得制度 標準世帯 (6人) の場合の制限の限度額 817,500円に引き上げること	限度額 716,400円
(4) 夫婦受給制限 夫婦で老令福祉年金と障害福祉年金を受けている場合の一部支給制限廃止 老令と老令の受給者は従来通り	老令福祉年金のうち年額 3,000円 を支給停止する
5. 保険料の額の改定	
保険料の額を 100円引き上げる (35才以上 250円) 以後更に段階的に引き上げる (35才未満 200円)	35才以上 250円 35才未満 100円
6. その他 旧陸軍共済組合等の組合員期間についても年金の支給要件となる期間に算入する ※ 施行期日 福祉年金の所得制限の緩和は昭和41年 5月よりその他は昭和42年 1月 1日より 施行する	資格期間に算入されず

行政相談のお知らせ

さがるにおいで下さい

○ご相談に関して費用は一切いりません

○申出事項の秘密は守ります

○行政相談とは……

行政監察局は行政監察という仕事(国の行政機関といわれているいろいろな役所の仕事)が正しく能率的に行なわれているか、国費の使用に無駄がないか、などを調査し、不合理な点は改善するように勧告する)と、国民の皆さんから「行政」についての苦情や要望、意見などをお受けして、そのあつせん解決につとめるとともに、行政の民主化、能率化を図るために行政相談 という仕事を行なっております。

さらに「行政相談」のため皆さんがわざわざ行政監察局までおいでにならなくても、地元で気軽に相談いただけるよう全市町村に行政相談委員を配置しております。

○行政相談のお申出は……

ご相談は、近くの行政監察局または行政相談委員へお申出ください。

お申出は手紙、口頭いずれでもかまいません。

行政相談委員がお受けしたご相談は直ちに行政監察局に連絡され行政監察局ではその内容により、相手方の役所へ照会したり、または実情を調査して、あつせんできるものは極力解決につとめ、あつせんの結果ご希望にそなえない場合でも、その理由をお知らせし、また直ちに改善困難なものは中央へ報告し行政運営改善の資料として活用しています。

○行政相談にはどのようなものがあるか……

いままでにはつぎのようなことに関するご相談が多くあります。しかし、これも一部の例であつて、このほかにもいろいろお困りやご不審の問題があると思ひます。

○生活保護、児童福祉、身体障害者……などのこと。

○遺族年金、国民年金、厚生年金引揚者給付金、恩給、社会保険国民健康保険……などのこと。

○失業保険、労災保険……などのこと。

○役所に対して行なつた許可、認可などの手続に対して回答や決定が遅いことなど。

○学校教育に関すること。

○農地問題、開拓営農、農業委員会の業務のことなど。

○災害復旧、河川改修、土地改良道路の建設、拡中補修、用地の買収、移転の補償などのこと。

○郵便、電報電話、専売公社、国鉄、公庫、公団などのことに関する。

○その他役所の仕事に関するお困りやご不審のこと。

函館行政監察局所属
鹿部村の行政相談委員は、松本政信氏(漁協信用部内)です。

郵便局便より

一ダースと三で安くなる

「一ダースなら安くなる」という言葉がありますが、簡易保険では十五人で安くなる方法があります。つまり婦人会、各区の地域団体や、青年会、会社などで被保険者が十五人以上ままとすると、簡易保険の加入者団体がとります。

代表者が保険料をとりまとして郵便局に払い込みますと月額保険料の七分が割り引きされます。

全国一六万団体の大部分は、割り引き額の使い方を、みんなで相談して、たとえば婦人会では、生活改善・料理・生花・美容・家族計画、などの講習会、慰安旅行、子供会の援助に、PTAでは学校教材の寄附に、青年会では事業資金、リクリエーション用具の購入などにあてて、団員相互の結びつきを深めています。

しいては地域社会の発展にも大いに役立っています。

この団体払い込みの制度を利用する場合は被保険者十五人以上をまとめて郵便局へお申し出下さい。係員が参上してすべての手続きをいたします。

簡易保険の配当金増額

簡易保険では、加入後三年たつてから保険金を支払う場合、前もって約束した額の配当金をあわせて支払うことになっておりますが、最近の国民死亡率の低下と、資金運用利まわりの向上などにより、経営上かなりの剰余金が生じてきましたので、昭和四十年一月一日から配当を増額することになりました。

これにより、従来とくらべて、

二割から四割程度の増額となります。また十年前の配当開始時にくらべますと、四倍にもふえています。

す。保険金十万円が入年令三十才の契約が満期になった場合の配当金は次のとおりです。二月三月は、簡易保険の新加入運動月間です。郵便局の係員がお伺いしましたときはどうぞ御協力願います。

満期の場合の剰余金分配月数表(抜すい)

締結区分	保険種類	昭和30年8月31日以前契約	昭和30年9月1日から34年3月31日までの契約	昭和34年4月1日から36年3月31日までの契約	昭和36年4月1日以後の契約			
		全払15年養老	現行 45ヶ月分 26.550円	改正 53ヶ月分 31.270	現行 29ヶ月分 16.385円	改正 38ヶ月分 21.470	現行 26ヶ月分 14.170円	改正 34ヶ月分 18.530
全払20年養老	現行 91ヶ月分 40.040	改正 108ヶ月分 47.520	現行 58ヶ月分 23.780	改正 76ヶ月分 31.169	現行 52ヶ月分 20.540	改正 69ヶ月分 27.255	現行 45ヶ月分 17.550	改正 63ヶ月分 24.570
全払30年養老	現行 255ヶ月分 79.050	改正 309ヶ月分 95.790	現行 166ヶ月分 44.820	改正 217ヶ月分 58.590	現行 164ヶ月分 37.960	改正 197ヶ月分 51.220	現行 123ヶ月分 30.750	改正 173ヶ月分 43.250
60才家族	現行	—	—	—	—	—	—	—
家族	改正	—	—	—	—	—	—	—

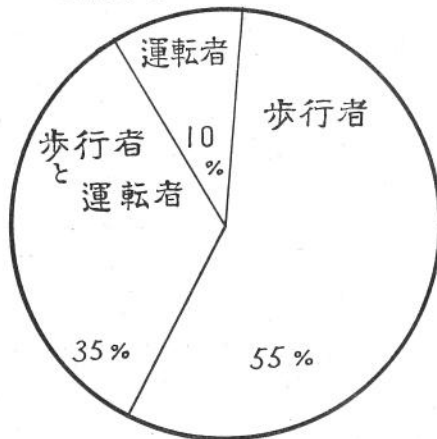
鹿部村の郵政省借入れ起債による金額と事業は次の通りです。

一 般 補 助 事 業 債	三、一〇〇千円
災 害 復 旧 事 業 債	四〇〇
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	九、六〇〇
準 公 営 企 業 (水 道) 債	一、二〇〇
公 営 企 業 (質 屋) 債	一、〇〇〇
計	二五、三〇〇千円

図Ⅱ 過去2年と40年度の事故発生対比図

種別 年次	件数			死者				傷者				
	イ 38年	ロ 39年	ハ 40年	イ 38年	ロ 39年	ハ 40年	ロハ 対比	イ 38年	ロ 39年	ハ 40年	ロハ 対比	
鹿部村	3	4	11	⊕7	1	0	0	1	1	3	9	⊕6

図Ⅰ 40.12月中の交通事故原因別割合



交通事故の原因は歩行者にも!!

道警函館方面本部がまとめた、四十年十二月の交通事故発生状況は、渡島・松山の計が、死者、五十五名、負傷者、一、三一六名となっており、その原因は図Ⅰのとおりである。それによると、歩行者による原因が、その大半をしめていることがわかります。

特に児童の事故が目立っており、学校・PTA・父兄ばかりではなく、通り合せた人達が皆で児童幼児の保護に協力してもらいたいのです。又、渡島管内市町村別交通事故発生状況(図Ⅱ)によると、四十年においての鹿部村で発生した事故件数は、三十九年に比べて、七件も増え、傷者においては、三十九年の七名に対して、四十年は十六名と九名もの増となっております。管内では松前町・木古内町・銭亀沢村のように事故が減っているところもあります。

今年度は、事故ゼロの村にするため、皆さんの御協力を呼びかけ

るものです。

踏切り通行の

皆様へ

「手まわし踏切」が設けられました。

このほど、青函局では、踏切りに「手まわし」による踏切りを渡島管内に、三ヶ所設けましたので、運転者の皆さんや、通行人の皆さんにお知らせいたします。

この踏切りは、列車が近づくとベルが鳴り、しゃ断棒が自動的におります。列車が通り過ぎると、ベルは鳴り止みますが、しゃ断棒はおりたままです。列車が通ったあと、最初の通行者がハンドルをまわして、しゃ断棒をとるまで上げ、そのまま通って下さい。

しゃ断棒は、次の列車が来るまで、上ったままです。渡島管内の三ヶ所は、大沼の、鹿園に行く途中にある踏切と、七飯と大野の間にある踏切り二ヶ所、計三ヶ所です。

漁業の次代を

になう者

渡島支庁水産課

鹿部駐在 大竹 実

古い言葉に「日に三省する」というのがある。しかしこの三省す

るのがただ漫然と省みるだけであっては、いたずらに過去にこだわりの、なつかしむに過ぎない、問題は、何のために三省するのかということ、それが、より根本であって大切なことである。

我々は人間として生れた以上は好む好まないは別として、「最大」を目標に何か行ない、事実直に直面し、又は空想し努力してゆかなければならない使命がある。私達がお互に、父孫・公私・個衆の区別なく生活してゆく上、明日は今日よりも、より豊かに生活してゆこうという明日に対する希望、期待があつて、それに対応してこそ三省も意義のあるものと考えられる。

いろいろと漁村生活して考えられることは、沿岸漁業者にあつては就業者の多い割合に、それによつて生産される量ははなはだしく少なく、しかも近年においては伸び悩みの傾向となつてはなおさら考へてみなければならぬ、もともと漁業は無主物をとつてくる生業であるからといつて、ただ漁獲してこるだけであつてはならない。

陸上の農業では増産することが既に増収につながるが、どうも漁業では増獲が即ち増産と考へ違ひをしてきたような気がする。だから獲る漁業から作る漁業へといふとすぐに区画漁業で増養殖とくる。

しく難かしく、だが、しかし、これとお互に生き残つて栄えることを第一信条とすれば、個より協業を目標としての階段を一步一步運んで行つた方が望ましいと考へられる。

よく沖合い漁業と沿岸漁業を對比して云々されるが、魚の世界には沿岸から沖合に行かれない規則はなく沖合から沿岸に來てはならない禁制もない。要は魚は自然の摂理の下にその生活要求によつて移動するものであつて、どの時期に、どの状態に、いかほど漁獲して利用するかは人間の側にある条件に過ぎない。

作る漁業といへばすぐに海藻類や貝類等の増養殖を考へるが、それのみでなくもう一步目を広くして、次の代をになう資源量を多くして行くことが、やがて増獲を招く増産であることを考へたいものである。

どの沿岸漁村自体も、他産業に比べて、生活水準の低さから、就業者が年に老令化して行くならば近い将来には次代をになう若人はいなくなり、昔語りの「うば捨て場」の様相を呈するに至らないとは誰が保証できようか、日進日歩で成長する知識、技術を身につけて、本當の意味で、より高く、より広く、そしてより良く理想と視野と実践をもつ人こそ今後の漁村に待望され要求されているのではないだろうか。

もち論、本州のように消費歴との兼ね合いがあるとは結構な次第だが、北海道は本州ほどに漁業企業体と漁業労働者への分化が進んでいないし、消費歴も厚くなく、むしろ三三五艘の小漁船企業が充分成り立つ自然環境にあるのが共通された現実である。海の変化は激

季節の食物

◎ タラの白子東坡揚げ

タラの白子を使った、おとな向きの揚げものです。暖かいうちにレモン醤油でいただきますよう。

材 料 (6人前)	
白子	400g
小麦粉	100g
卵	2ヶ
揚げ油	50g
タラ小卵	
焼揚げ(レモン)	1/2F

作り方

- ① 白子は塩水で洗い、塩少量入れた湯で五分くらい静かにゆでそのまゝさめるまでおき、一口大くらいに切り離しておきます。
- ② 卵白はふきんでこし、焼き麸は荒いおろし金でおろします。
- ③ 白子に小麦粉をたっぷりまぶし、卵白を通してから、おろした麸をまぶしつけます。
- ④ 油を百八十度に熱し、③を入れ約二分やまきつね色になる程度に揚げます。

◎ 大根とタラコのサラダ

大根	600g
タラコ	200g
サラダ油	4ヶ
塩	少々
コショウ	"

材 料 (6人前)

大根は皮をむき、大きさによ

作り方

- ① 大根は皮をむき、大きさによ
- ② タラコは皮を破って卵だけ取り出し、その中にサラダ油を混ぜ合わせ、絞った大根を入れてあえ、調味してこししょうを混ぜます。

献立 石黒清子

昭和41年度消防永年勤続等表彰者

表 彰 区 分	勤続年数	分 団	職 名	氏 名
日本消防協会会長表彰	30年以上		団 長	川 口 常 作
"	"		副団長	盛 田 元 一
北海道消防協会特別功績	25年以上	第4分団	分団長	松 川 俊 男
"	"	第3分団	"	原 田 政 雄
永年勤続 北海道知事表彰	10年以上	第2分団	団 員	木 村 正 行
"	"	"	"	吉 田 政 雄
永年勤続 北海道消防協会会長表彰	"	第2分団	"	木 村 正 行
"	"	"	"	吉 田 政 雄



消防団活動三十年以上の川口常作氏(鹿部村消防団長)盛田元一氏(副団長)をはじめ計八氏が、会特別功績表彰を去る一月二日出

初式終了後消防長(村長)よりお褒め言葉を述べられました。表彰者氏名は次の通りです。

永年勤続消防団員表彰される

— 石油ストーブ類による火災の状況と

注意 防止 方法 —

過去三ヶ年の石油ストーブ、石油コンロ、ガスコンロ、などの火災発生状況は、図1にみられるように、年々増加しています。

又、月別にみると、ストーブによる火災は当然冬の採暖期が多く石油ストーブでは、二月の二一件が最高であり、一方、コンロ類は夏季に多く、七月の一八件となっています。そこで、経過別に発生状況をみますと、次のようなことが原因となっております。

- 1 通路となるような場所に、ストーブ類を置いてある。
 - 2 ストーブの上に干し物等を干していること。
 - 3 器具の点検修理、清掃を怠っているもの。
 - 4 燃焼使用中の器具に対する燃料の補給、器具の移動をしたもの。
 - 5 失念のため過熱したこと。などに大別されます。そこで次のことに注意されるようお願いいたします。
- 1 器具の使用取扱について、適正な方法により取り扱うこと。
 - 2 使用場所、周囲の状況等に

年別火災発生状況 (第1図)

年 別	石油ストーブ	石油コンロ	ガスコンロ	ガスストーブ	計
37	73	68	37	3	181
38	88	75	34	5	202
39	121	59	52	6	238
総 計	282	202	123	14	621

- 3 ストーブの上に洗たく物を干さないようにすること。
 - 4 油等の補給は火を完全に消してから補給すること。
 - 5 プロパンの取り扱い等は、販売店より、くわしく聞くこと。
- についても防火的な対策を考慮すること。

月 別 発 生 状 況 (図 2)

月 別	石油ストーブ	石油コンロ	ガスコンロ	ガスストーブ	計
1	16	6	1	1	24
2	21	3	2	1	27
3	12	5	—	—	17
4	8	4	3	1	16
5	6	6	4	—	16
6	2	3	7	—	12
7	—	8	10	—	18
8	1	7	4	—	12
9	4	7	6	—	17
10	14	4	5	2	25
11	19	3	8	1	31
12	18	3	2	—	23
計	121	59	52	6	238

配給米の値段が変わりました

昨年まで、政府が配給していたお米は、普通米、徳用米、および特選米の三種類でしたが今年一月一日より新たに上米・並米・徳用米の三品に分け消費者米価(一〇kg当り)は

- ① 上米は、内地米水稲、うるち一〜三等玄米を原料として今までの特選米と普通米との中間品位の精米となります。
- ② 並米は、内地米水稲、うるち四〜五等玄米を原料とする精米を主体とし、これに準内地米の一部を加えた精米となります。
- ③ 徳用米は、その他の内地米と準内地米の一部を原料とした精米となります。

※ 配給米はつとめて買うようにいたしましょう。
配給米は大変質がよくなりました。店舗に見本がありますから御覧下さい。

老令福祉年金についてお知らせ

皆さんの
おじいさん・おばあさんは
満七〇才に成りましたか？
満七〇才に成った方には、老令
福祉年金がもらえることは御承知
のとおりです。

担当係においては、常に受給対
象者の把握に努力しておりますが
まだ年金の恩恵を受けていない方
もあるのではないかと推定されま
す。

ことし満七〇才になる方、又は
満七〇才以上の方で役場に届けて
おらず、年金をもらっていない方
は一日も早く印鑑持参の上民生課
国民年金係までおいで下さい。

又他市町村より当村に転入し、
住民登録をされていない満七〇才
以上の方も早く役場に届け出て、

一人残らず年金をもらえるように
致しますよう。

なお、満七〇才に成った時から
五年間手続をしないと年金がもら
えなくなります。

詳細についてはいつでも担当窓
口においで下さい。

戸籍の窓口

昭和四一年一月三一日末現在
人口 四八四七人

(男 二四三八人 前月比五減)
(女 二四〇九人 前月比四増)

世帯 九二三世帯
(前月比四世帯減)

誕生おめでとう

昭和四一年一月出生

二月出生	工藤和恵	父
中野史子	渡辺一弘	収
	草野美由紀	宏
	木村なおみ	正直
	長谷川久子	保
	大竹智子	実
	勝雄	

おくやみいたします

一月死亡

繁田嶋吉	宮浜
鈴木ミヨ	鹿部
阿部信晴	宮浜

二月死亡

原田リヨ	鹿部
福地菊太郎	宮浜
船橋弟次郎	鹿部
齋藤勘之助	元宮浜

(七飯養老園)

三上昇

婚姻 一月 七組

離婚 二月十五日迄 九組

一月〜二月十五日迄 一組

三月中旬迄の行事予定

三月四日 納税相談日(申告)

五日 於 役場会議室

五日 於 役場会議室

五日 青年学級 午後六時

於 役場会議室

中旬 中新卒就職者激励会

午後一時(於鹿の湯)

青少年補導委員会

一時半(役場会議室)

下旬 家庭教育学級及び青年

学級講師連絡会議

於役場会議室 十三時三〇分

二十日 村道民税 申告期限



編集後記

三月です。
鹿部にもやっと春のいぶきが感じられるようになりま
した。
今月は、卒業、就職、進学など、お子さんをおもち
の家庭ではお正月よりも多忙の毎日を送られているこ
と、思われます。
役所でも一年間のしめくくり、及び新年度の予算や
ら事業予定の計画、また各会社、職場でも転勤などの
多いのもこの月で、春の空気をのんびり吸っていられ
ない忙がしさのようです。
「広報しかべ」も皆さんの御協力により一年生を無
事に修了できそうです。
今後とも村民の皆さんの声や姿をとり入れ、ますます
親しまれる「広報しかべ」をつくりたいと考えており
ます。
皆さんの御意見や投稿をおまちしております。
第五号は四月中旬発行の予定です。